

令和6年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）案について

資料1 武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）案について

資料2 武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）案に関する市民意見募集案内

市 民 文 化 局

（令和6年7月25日）

1 条例の概要

■「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）」

- 地域の環境美化の促進を目的として、飲料容器等の散乱防止に関する条例を制定（平成7年7月1日）
- 何人も、道路、広場、公園、河川その他公共の場所に飲料容器等をみだりに捨ててはならない。（市内全域ポイ捨て禁止）
- 環境美化の促進を図るため、飲料容器等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を**散乱防止重点区域**として指定することができる。
- 「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処す。

■「川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）」

- 歩行者の安全確保を目的として、路上喫煙の防止に関する条例を制定（平成18年4月1日）
- 市民等は、路上喫煙をしないよう努めるものとする。
- 市民等の身体及び財産の安全の確保を図るため、路上喫煙を特に防止する必要があると認める区域を**路上喫煙防止重点区域**として指定することができる。
- 「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処す。

→「路上喫煙防止重点区域」は、散乱防止対策と連携して取り組むため、「散乱防止重点区域」と同一区域としている。

■散乱防止及び路上喫煙防止重点区域（指定順）

	散乱防止重点区域	路上喫煙防止重点区域
川崎駅周辺	平成7年7月1日指定 (平成30年3月16日拡大)	平成18年6月1日指定 (平成30年3月16日拡大)
新百合ヶ丘駅周辺	平成7年10月1日指定	平成18年6月1日指定
武蔵小杉駅周辺	平成9年10月1日指定 (平成26年3月1日拡大)	平成18年6月1日指定 (平成26年3月1日拡大)
武蔵溝ノ口駅周辺	平成10年10月1日指定 (平成29年1月10日拡大)	平成18年6月1日指定 (平成29年1月10日拡大)
鷺沼駅周辺	平成11年10月1日指定	平成18年6月1日指定
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺	平成22年12月1日指定	平成22年12月1日指定
新川崎・鹿島田駅周辺	平成27年4月1日指定	平成27年4月1日指定

2 重点区域指定の考え方

■川崎市総合計画における広域拠点駅及び地域生活拠点駅の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を重点区域とする。

※広域拠点：首都圏にアクセスしやすい好位置に立地し、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する商業・業務・文化・都市型住宅等の都市機能が集積した地域拠点

※地域生活拠点：市民の身近な日常生活や住まいを起点に、それぞれの地域特性や個性と密着した商業・業務・都市型住宅等の機能がコンパクトに集約された地域拠点

1 区域限定の理由について

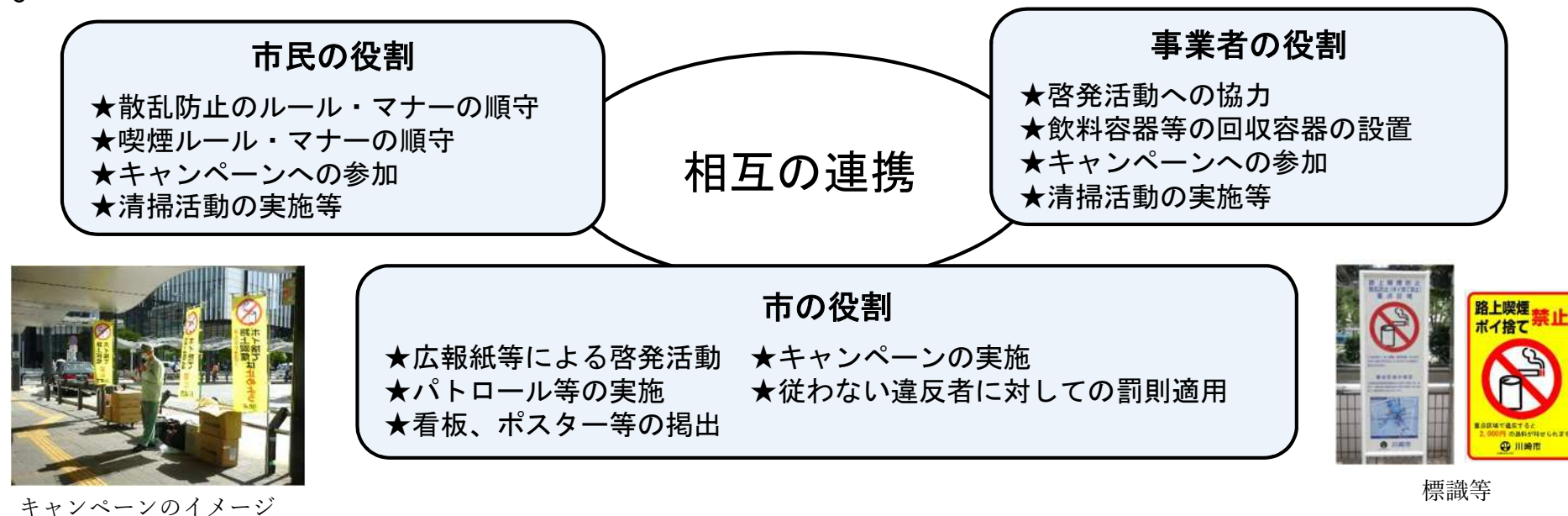
「重点区域」については、人の往来が多い区域に限定して、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うことで、区域外（市内全域）への波及効果が期待でき、かつ条例の周知・PRの効果が高い。

2 罰則の適用について

路上喫煙の違反は、歩行者の安全確保を困難にすることから、喫煙者のルールやマナーの徹底が必要不可欠である。また、ルールやマナーを守らない違反者への罰則適用は必要であるため、適用範囲を指定する必要がある。

3 重点区域における取組

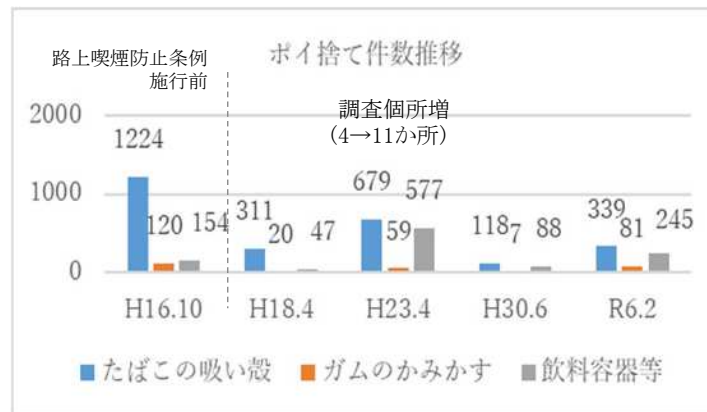
■市(行政)だけではなく、市民や事業者との協働によって継続的に取り組んでいく。



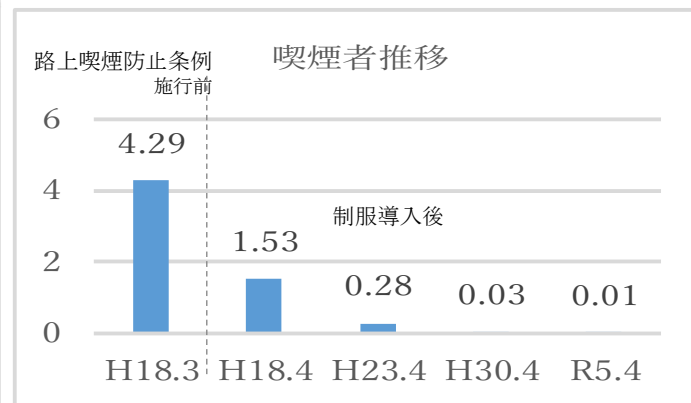
《参考》

ポイ捨ての状況及び歩行者に占める喫煙者の割合は、路上喫煙防止条例施行(H18.4)前と比較すると減少しており、一定の効果が現れている。

《参考》川崎駅周辺の散乱物調査結果



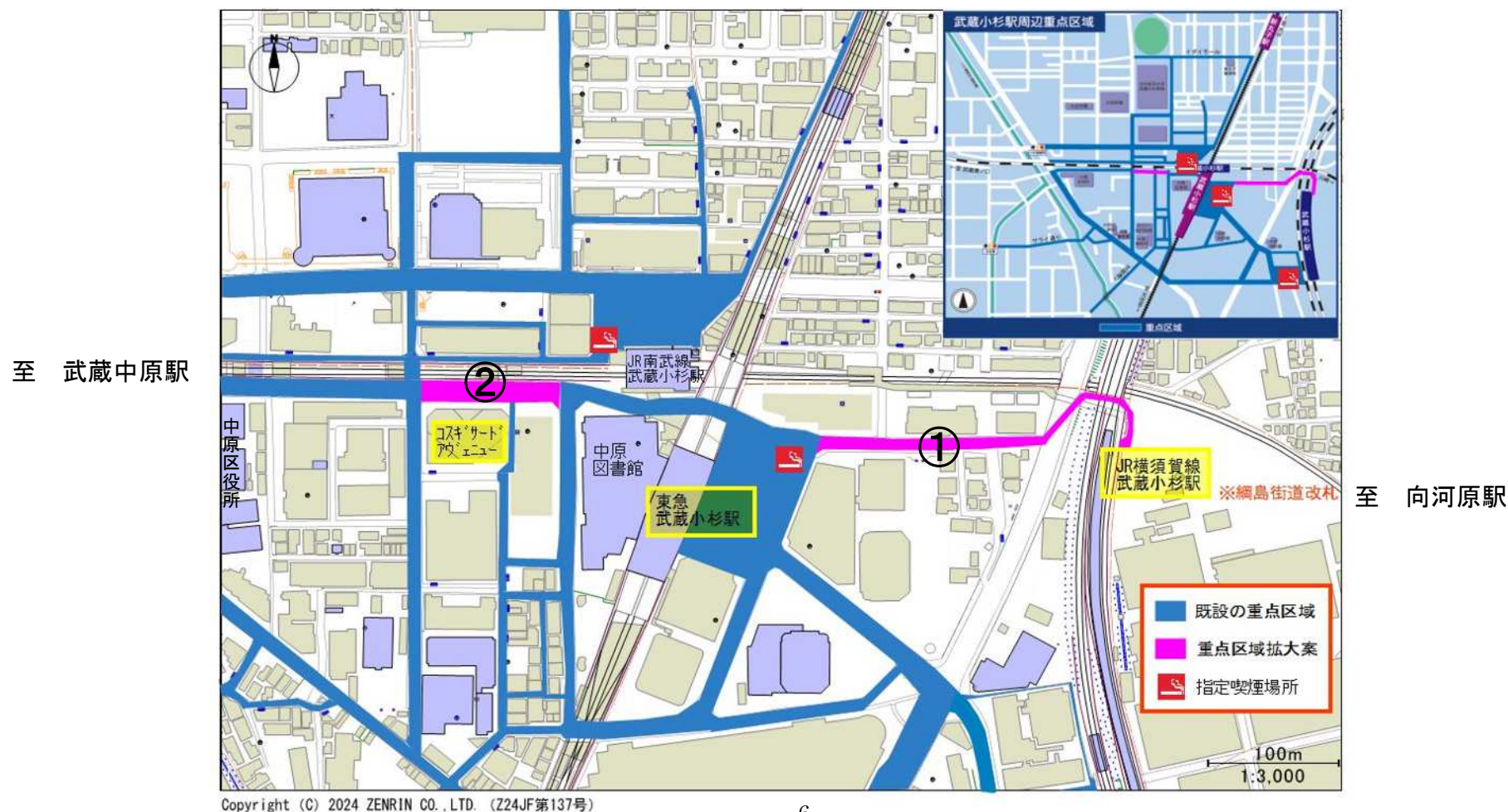
《参考》川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合



4 武蔵小杉駅周辺における重点区域変更(拡大)の目的と考え方

■令和5年12月の横須賀線武蔵小杉駅綱島街道改札の供用開始に伴い周辺の通行量を調査。

■特に人の往来が増えている区域（下図 ■ 部分）について、重点区域の変更（拡大）を行い、当該地域における散乱防止・路上喫煙防止を推進し、安全で快適なまちづくりを目指す。



5 今後の予定

令和6年

8月19日

～9月17日 パブリックコメント実施

11月頃

文教委員会報告

環境委員会報告

関係者会議（町内会、商店会、大規模事業者、
その他関係機関への報告）

12月予定

重点区域変更（拡大）の告示

令和7年

1月予定

重点区域変更（拡大）の施行

武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止 重点区域の変更（拡大）案について御意見をお寄せください

川崎市では、平成 7 年 7 月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成 18 年 4 月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱の防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

武蔵小杉駅周辺については、令和 5 年 12 月の JR 横須賀線武蔵小杉駅綱島街道改札の供用開始に伴い、駅周辺の環境が変わることを受けて、周辺の調査を行い、その結果、特に人の往来が増えている区域として、東急武蔵小杉駅東口から横須賀線武蔵小杉駅綱島街道改札までと武蔵小杉駅から中原区役所までの一部の道路について、重点区域の変更（拡大）を行うことにより、当該地域における散乱防止及び路上喫煙防止の取組を推進していきますので、別紙重点区域変更（拡大）案について皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

令和 6（2024）年 8 月 19 日（月）～9 月 17 日（火）

※郵送の場合は当日消印有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民文化局市民生活部地域安全推進課または環境局生活環境部減量推進課宛てに御意見をお寄せください。

(1) 電子メール（<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000168031.html>）

川崎市ホームページのパブリックコメント手続用ページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

(2) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

・川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課宛て（川崎市役所本庁舎 2 1 階）

・川崎市環境局生活環境部減量推進課宛て（川崎市役所本庁舎 2 0 階）

(3) ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3869（市民文化局市民生活部地域安全推進課）

044-200-3923（環境局生活環境部減量推進課）

＜注意事項＞

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

- ・路上喫煙防止について : 市民文化局市民生活部地域安全推進課
電話 044-200-3839 / FAX 044-200-3869
- ・飲料容器等の散乱防止について : 環境局生活環境部減量推進課
電話 044-200-2580 / FAX 044-200-3923